

遺言書を書いてみよう？～番外編～

(古 任三郎 オープニング風に・・・) マズオ『えー、備えあれば憂いなし。遺言についても同じで、書くべき時に書いておかないと後悔することになります。実は、前回までの自筆・公正・秘密証書遺言は、全て民法で「普通的方式(原則)」として規定されているものでした。原則があれば例外があるのが世の常で、「特別的方式」という例外も存在します。願わくは、皆様がこの例外の当事者にならないことを祈って。』

(4)『特別的方式』による遺言・・・全部で4種類のケースが規定されています。

一般危急時遺言

マズオは通り魔に刺されて瀕死の重体となり、病院に運ばれました。それでも意識があり話すことができたマズオは遺言を作成したい旨を伝え、外科医・麻酔技師・看護師の3人が証人として呼ばれ、手術より優先して遺言を作成することになりました。マズオは、証人の一人看護師に財産の処分について口授し、看護師はそれを筆記して、マズオと外科医と麻酔技師に読み聞かせました。証人全員がその筆記が正確であることを承認し、署名押印しました。これで、遺言書の作成は無事完了、急いで緊急手術です！



その後の段取りとしては、遺言の日から20日以内に証人の一人または利害関係人(子など)が家庭裁判所に遺言書を提出して、その確認を得なければなりません。

忌わしい事件から1年。マズオは驚異の生命力により奇跡的に回復し、何事もなかったように生活しています。

難船危急時遺言

通り魔事件から3年、野球賭博でヘマをやったマズオは現在マグロ漁船に乗っています。まとまった金が必要なのです。そして、いよいよあと二週間で日本に帰れるというある日、乗っていた漁船がタンカーと衝突し、浸水し始めました。生命の危機を感じたマズオは遺言を作らなければと思い、近くにいた2人をつかまえて『ちょっとすみません！今から遺言するから証人になってください。ボ、ボクの財産を・・・』と裏返った声で2人に向かって話し始めました。このような状況の中、と同じように文章に起こして証人は署名押印を・・・できるわけありませんね。この難船危急時遺言の特徴は、その場では口頭でもよいとされている点です。

マズオと証人らは無事救助されましたが、マズオは著しく衰弱していてすぐさま病院に搬送されました。責任感の強かった証人は、直ちに遺言の内容を筆記して署名押印しました。その後、証人の一人又は利害関係人が家庭裁判所に遺言書を提出して、その確認を得なければならないのはと同様です。逆にと違うところは、期限が定められていないということと、読み聞かせの必要がないということです。



・・・それから2年。マズオは回復し、懲りずに元気に暮らしています。

上記の遺言は、『普通的方式』で遺言できるようになったときから6か月間生きているときは無効になってしまいます。その場合は改めて『普通的方式』に則って作成してくださいということですね。というわけで、いずれの遺言書も、普段通りに生活している今となっては無効ということになります。

『特別的方式』による遺言は、このほかに 伝染病で隔離されている場合や (遭難ではなく) 船の上で遺言を作成する場合がありますが・・・これ以上はマズオがかわいそうなのでやめておきましょう。

マ『どうやら、ボクは奇妙な世界へ迷い込んでしまったようです・・・って番組が違いますね』

